

令和2年度 第1回 南丹市市民参加と協働の推進委員会 議事録

日 時：令和2年8月6日（木）午前9時～午後0時30分

場 所：南丹市役所 3号庁舎 2階 第4会議室

出席者：〔委員〕 関谷委員長、古北委員、檀上委員、高橋委員、清水委員
〔事務局〕 平井課長、北村係長、古田主事

1 開会

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>定刻になりましたので、ただ今から南丹市市民参加と協働の推進委員会を開会いたします。</p> <p>本日の司会進行を務めさせていただき地域振興課の平井でございます。委員のみなさまには、ご多用のなか、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>なお、本日は秋田委員から欠席のご連絡を受けております。</p> <p>早速ですが、新任委員の方に委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>委員の皆様には事前にご説明しておりますが、本委員会については、今年6月から「南丹市市民参加と協働の推進に関する条例」のなかに位置づけ、それに伴い委員を追加しておりますので、ご了承ください。</p> |
|-----|---|

2 委嘱状交付

新規の委員に交付

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>高橋委員には、「市内事業者」の立場で委員に就任いただいております。</p> <p>なお、「その他市長が必要と認める者」として、昨年度まで交付金の審査委員であった地域振興部長の清水も新たに委員となっております。</p> <p>今回就任いただいた委員の任期は令和3年6月23日までです。任期中は大変お世話になりますが、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、関谷委員長からあいさつをいただきます。</p> |
|-----|--|

3 委員長あいさつ

| | |
|-----|--|
| 委員長 | <p>コロナ禍で各種行事、イベントが中止となっており地域の方も大変だと思いますが、今後の状況を見守っていければと思います。</p> <p>本日は、交付金の審査に長時間かかると思いますが、どうぞよろしくお願い致します。</p> |
|-----|--|

4 南丹市まちづくり活動交付金 制度説明

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>議題に入る前に、本日審査をいただく「南丹市まちづくり活動交付金制度」について事務局より説明させていただきます。</p> <p>本交付金は、市民の方が地域課題を解決するための取組を支援する制度で、前身の市民提案型まちづくり活動支援交付金をベースに内容を変更し、今年度から新設しました。</p> <p>市民提案型まちづくり活動支援交付金との違いとして、事業を始める段階の支援から、継続に対する支援に切り替えており、交付率や交付上限額を変更したほか、参加費や協力金など事業で得た収入を次年度に繰り越せるようにしております。また、交付決定を受けた団体は2年目、3年目と継続して補助金を申請できますが、2年目は申請せず、3年目に再度申請するといった年度を開けての申請はできなくなっています。同様に、2年目の申請で不交付となった団体は以降に申請する資格を失います。</p> <p>基本的に、3年以上、4年・5年と事業を継続してもらうことが交付の要件となっております。</p> <p>事前に募集要項をお渡ししていますが、この場でご確認等がありますか。</p> |
| 委員 | (質疑なし) |
| 事務局 | <p>それでは、協議事項に入ります。</p> <p>ここからの進行については、委員長にお願いいたします。</p> |

5 協議

| | |
|-----|--|
| 委員長 | <p>では、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>議題1「審査について」、事務局から説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議題1について提案いたします。</p> <p>審査は、本委員会の委員6名で行っていただきます。</p> <p>ひとつの申請ごとに、地域振興課から事業の概要を説明し、提案内容についての協議、審査票への記入を繰り返し行います。</p> <p>各提案内容については事前に地域振興課で要綱に基づいて確認し、「A」問題ないと判断できるもの、「B」一部協議が必要なもの、「C」全体的に協議が必要なものの3段階で簡単に評価をしております。Aから順に説明していきますが、疑問に思われる点があればご意見ください。</p> <p>審査票には、審査項目5項目を記載しております。それぞれの項目に「適切」「不適切」の2段階で評価してください。当交付金の事業として疑問のあるものは全て「不適切」と評価してください。</p> <p>「審査項目」は次のとおりです。</p> <p>①課題との関連性</p> <p>公共的な地域の課題が明示されており、課題や将来像に即した取組が提案されている。</p> <p>不適切例：親睦や営利を目的とした事業、課題と取組内容に繋がりのない事業</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>②実現性 事業内容、予算規模、実施体制など事業が着実に実行できる計画や体制である。 不適切例：参加者が見込めない事業</p> <p>③自立性 団体自らが課題解決に向けて働きかけを行っている。 不適切例：外部への委託のみで構成されている事業</p> <p>④継続・発展性 事業が後年も継続する手法が人員名・資金面ともに図られている。 不適切例：単発イベント、人員や資金の確保に対する取組が計画されていない事業</p> <p>⑤創造性 提案団体が自ら課題に気づき、地域の状況に応じた課題を解決するための取組が考えられている。 不適切例：団体の経常的な活動に関する事業</p> <p>提案内容のうち、部分的に対象外と判断できる事業や予算があった場合、該当部分の経費を差し引いた事業費（対象経費）に対して交付金額を算定します。申請額に対して、交付決定金額が減額となる場合がありますが、事業を実施し対象経費が増えた場合は変更申請による交付金額の増額を認めます。</p> <p>交付の可否は、審査いただいた結果に応じて決定します。 各審査項目について、審査員6名の過半数である3名以上が「○：適切」と評価した審査項目について「適切」とみなし、4名以上が「×：不適切」と評価した項目を「不適切」とみなします。 全ての審査項目が「適切」と評価された場合を交付決定、いずれかの審査項目が「不適切」と評価された場合を保留、全ての審査項目が「不適切」と評価された場合を不交付と、交付の可否について決定します。 保留となった団体には二次審査を行います。該当する団体には不適切の理由を報告し、申請書の再提出を認め、提出があった場合は審査します。提出がなかった場合や、二次審査でも不適切と評価された場合に不交付が確定します。 審査票は最後に回収します。 また、秋田委員には書面での審査を依頼しております。交付の可否は皆様の評価と秋田委員の評価を併せて8月11日（火）以降に決定します。 審査について、提案は以上です。</p> |
| 委員長 | <p>「審査について」提案がありました。 ご意見ありましたらお願いします。</p> |
| 委員 | <p>本交付金は決して補助金申請事務に慣れた方が作成されている訳ではないので、不備もあるかと思えます。この場で申請事業の内容や予算をひとつひとつ協議するというよりも、営利目的や、区の経常的な取組、補助金がなくなれば終わるような事業など客観的にみて本交付金の要綱にそぐわないものについて主に協議を行っていくべきかと思えますが、いかがでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>説明不足で恐縮ですが、事務局の事前評価は募集要項に基づいて行っております。</p> |

| | |
|-----|--|
| | 本交付金の要綱にそぐわないなど、事務局として協議をいただきたい部分については事業の概要説明の際に事務局から提示させていただきます。 |
| 委員長 | 協議事項について提案がありましたが、今の事務局の対応でよろしいでしょうか。 |
| 委員 | (異議なし) |
| 委員長 | そのほか、ご意見ありますでしょうか。 |
| 委員 | (質疑等なし) |
| 委員長 | それでは、確認した内容で審査を進めることとします。 つづいて、議題2「申請事業の審査」について事務局から説明願います。 |
| 事務局 | <p>まず、個別の審査に入る前に、皆さんには事前の書面ヒアリングにご対応いただき、ありがとうございました。当初17件の申請がありましたが、ヒアリング回答依頼中にコロナの影響で事業の見直しが必要になったとして1件の辞退がありましたので、今回は16件の事業について審査いただきます。</p> <p>先ほど、確認したとおり、Aに仕分けている事業から順に説明、協議、審査を繰り返していきます。関谷委員長にも審査に入らせていただきますので、審査の間の進行は事務局が務めさせていただきます。</p> <p>(議題2 令和2年度南丹市まちづくり活動交付金事業一覧に基づき説明・協議・審査)</p> <p>【特に協議があった点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区が申請主体の場合について（経常事業と対象事業の判断基準） <ul style="list-style-type: none"> →その区独自の活動であり、外部との交流が図られている事業を対象とする。 他の区でも通常実施されているような取組であったり、区内で完結している取組は対象としない。 →草刈や物品購入など経常的に見えるものであっても、それ自体が目的となっておらず、事業を実施するための手段として位置づけられているものは問題ない。 ・広報誌の掲載内容について（経常事業と対象事業の判断基準） <ul style="list-style-type: none"> →紙面の50%以上が申請事業に関する内容のものを対象経費と認める。 ・申請団体が他団体主催のイベントに参加することは交付対象となるか。 <ul style="list-style-type: none"> →イベントのスタッフとして参加することは対象外だが、ブースを出展して体験会を行ったり展示会を行うなど、地域課題を解決するための手段としてイベントに参加するといった場合は対象となる。 ・他の補助金を活用している団体への対応について <ul style="list-style-type: none"> →事業が重複していないか、申請時に確認するが、実績報告の際にも実施内容が分かるものを団体に提出してもらう。 ・コロナの影響でできなかった場合の対応について <ul style="list-style-type: none"> →事業ができない場合は事前に相談してもらうよう各団体に依頼する。事業が中止となった場合、準備にかかった費用や事前に中止を決定しても、会場のキャンセル料等のやむを得ず発生する経費は対象とする。 <p>長時間にわたり審査いただき、ありがとうございました。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>本日の審査結果は、後日、改めて皆さまにお知らせするとともに、交付要綱に基づき交付団体を決定し、当該団体へ通知させていただきます。</p> <p>また「保留」となった事業について、協議で出た意見（審査票に記入された意見）を申請団体にお伝えし、再度提出があった場合には書面審査でお諮りいたします。</p> <p>審査については以上です。</p> <p>進行を関谷委員長にお返しします。</p> |
| 委員長 | <p>みなさま、審査お疲れ様でした。全体的なこと、もしくは審査の方法について確認事項等ございますか。</p> |
| 委員 | <p>ヒアリングについて、指摘ではなく質問を書くように、この場で共通認識したいと思います。</p> |
| 委員 | <p>今回、交付決定に至らなかった団体の申請についても、あくまで南丹市まちづくり活動交付金の趣旨や要件に当てはまらなかっただけであって、事業内容が悪いわけではないことを前提に事務局から各団体に審査員の意見を返してください。今年度の提案内容では対象となる事業がない場合も、次年度以降の計画などで対象となる事業がある団体にはその旨お伝えするなど、丁寧に意見を返すようお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>ご意見いただいた部分を踏まえて、申請団体にお返しします。</p> |
| 委員長 | <p>ほかにご意見はありますか。</p> <p>なければ進行を事務局にお返しします。</p> |

6 その他

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>最後に事務連絡となりますが、今回審査いただいた16事業のほか、学生提案枠は1件、大学提案枠は3件の提案がでております。こちらは後日、書面での審査をお世話になりたく存じますので、よろしく申し上げます。</p> <p>また、コロナウイルスの影響を考慮して、9月に市民団体枠の二次募集を行いますので、ご承知おきください。</p> |
| 委員 | <p>二次募集の際も集まって審査を行いますか。</p> |
| 事務局 | <p>本委員会は、審査以外に市民参加と協働の推進計画に関する協議も掌握事務となっておりますので、書面審査にするか、もしくは会議の議題のひとつとするか申請件数により判断します。</p> |

7 閉会

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>本日は、貴重な意見を頂戴して、ありがとうございました。本日のご意見を踏まえ、さらに市民活動が活発化するような取組を進めてまいりたいと思います。それでは、以上をもちまして、南丹市市民参加と協働の推進委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p> |
|-----|--|